

入札公告

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第75条の規定に基づき公告する。

令和2年1月15日

伊賀市上下水道事業管理者 北山 太加視

1 一般競争入札に付する事項		
(1) (契約番号)	(2019001791)	
工事名	社会資本整備総合交付金事業(防災安全)柘植浄化センター 電気設備更新工事	
(2) 工事場所	伊賀市 上村 地内	
(3) 工事概要	更新機器 1系ディッチDO計 1台、1系返送汚泥濃度計 1台、1系返送汚泥流量計 1台 余剰汚泥流量計 1台、放流流量計 1台、濃縮汚泥引抜流量計 1台 No.1汚泥貯留槽水位計 1台、脱水機汚泥供給濃度計 1台、脱水機汚泥供給流量計 1台 脱水機薬品注入量計 1台、薬品溶解タンク液位計 1台 1系返送汚泥ポンプ現場盤機能増設 1台、ケーブル 1式	
(4) 工事期間	契約の日から 令和2年3月27日まで	
(5) 工事担当課	上下水道部 下水道課	
2 参加資格に関する事項		
(1) 建設業の許可等	建設業の許可:特定又は一般、住所要件:市内	
(2) 業種及びランク	業種:電気、ランク:A	
(3) 完成工事高又は工事施工実績	求めない。	
(4) 技術者の配置	現場代理人	適正配置できる者 ※請負金額が5,000,000円以上の場合は常駐配置となります。
	主任技術者又は監理技術者	発注業種に係る、国家資格者(一級、二級) ※建設業法に基づき、請負金額により専任配置となる場合があります。
(5) その他	① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者 ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による上記業種についての許可を有する者 ③ 経営事項審査の審査基準日が、平成30年7月31日以降である者 ※県内・県外業者は最新の経営規模等評価結果通知書を提出すること ④ 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者 ⑤ (4)技術者の配置 の項目に関する資格審査は、落札候補者決定後に行う	
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項		
(1) 添付書類	なし	
(2) 提出期間	本公告の日から 令和2年1月21日(火)午後4時30分まで	
(3) 提出場所	伊賀市上下水道部経営企画課 伊賀市ゆめが丘七丁目4-4 ゆめが丘浄水場管理棟内(持参により提出)	
(4) 設計図書等の閲覧	本公告の日から 入札日の前日まで、伊賀市ホームページに掲載する。	
(5) 質問受付期間	本公告の日から 令和2年1月21日(火)午後4時30分まで	
(6) 質問の回答	令和2年1月23日(木)から経営企画課で閲覧及び伊賀市ホームページに掲載する。	
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項		
(1) 参加資格の可否	参加確認申請書と添付書類等を審査のうえ決定し、資格無しのみFAX及び郵送により通知する。 当該通知は、1月23日(木)までに行う。	
(2) 入札(開札)日時	令和2年2月5日(水) 午後2時00分	
(3) 入札(開札)場所	伊賀市上下水道部 第4会議室	
(4) 入札方法	郵便による入札(一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による)	
(5) 提出期限	令和2年2月4日(火) 必着	
(6) 提出先	〒518-8799 日本郵便株式会社三重上野郵便局留 伊賀市上下水道部経営企画課 行	
(7) 予定価格(税込み)	33,066,000円	
(8) 最低制限価格	有(予定価格の10分の9から10分の7の範囲内で設定)	
(9) 入札保証金	免除	
(10) 契約保証金	伊賀市会計規則第99条の規定による。	
(11) 入札の無効	伊賀市会計規則第81条の規定に該当する入札は無効とする。	
(12) 入札の中止	伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項の規定による。	
5 支払い条件		
(1) 前払金	あり(契約金額の4/10以内の額)	
(2) 中間前払金	あり(契約金額の2/10以内の額)	
6 その他		
(1) 納税証明書等(未納税額のない:入札日から起算して6か月以内のもの)の提示がないと、当該入札には参加できない。		
(2) 当該入札に際し、設計内訳書(入札金額の算出の根拠となる見積書)の提出を求めます。なお、提出のない者の入札は無効とする。 提出する内訳書は、表紙及びNo.1～No.5とする。		
特記事項	本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。 落札候補者の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日(伊賀市の休日を定める条例(平成16年条例第2号)に規定する休日を除く)の午後4時30分までに、配置予定技術者届及び最新の経営規模等評価結果通知書(写)を提出すること。 国への繰越承認の申請が受理され次第、工期延長するものとする。(全体工期160日間)	